

手 数 料 表

当社は紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働省に届出を行い、受理されております。
個々の職業紹介における手数料につきましては、契約書または覚書により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% 手数料負担は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※ 3) * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◆返戻金制度に関する事項◆

当社の紹介により就職した者が入社後 2 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

(2) 入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

ただし、専ら求人者の都合により短期退職をすることになった場合においては、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。